# 契 約 書

1	委託業務名	大阪府立大学生命環境科学域附属獣医臨床センタ 一窓口業務及び収入金収納業務								
2	履行場所	公立大学法人大阪府立大学の指定する場所								
3	仕 様	別紙仕様書のとおり								
4	契約金額			百万			千			円
		¥								
	うち取引に係る消費税及び地方消 費税の額	¥								
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。									
5	契約期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで								
6	契約保証金	(納入または免除)								
7	適用除外事項	な	し							

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外事項は、上記7のとおり。)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 堺市中区学園町1番1号 公立大学法人大阪府立大学 理事長 辻 洋

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(『業務仕様書』、『大阪府立大学生命環境科学域附属獣医臨床センター収入金収納事務取扱要領』(以下、「取扱要領」という。)及び質問回答書を含む。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定め がある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 及び商法 (明 治 32 年法律第 48 号) の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

第2条 頭書記載の契約金額の内訳は、次のとおりとする。

月額 金 , 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

(年度別内訳)

平成31年度(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

年度額 金 , 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

平成32年度(平成32年4月1日から平成33年3月31日まで)

年度額 金 , 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

平成33年度(平成33年4月1日から平成34年3月31日まで)

年度額 金 . 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 月額の契約金額(以下「契約代金」という。)は、前項に定める月額の金額とする。ただ し、履行期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によっ て算定するものとする(1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)
- 3 契約保証金(次条)、遅滞料(第18条)及び違約金(第19条及び第21条)を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金 , 円とする。

#### (契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
  - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは 全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保 の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、 発行価格)の8割に相当する金額による。
  - (3)銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
  - (4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
  - (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において 提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - (6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保 の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程(平成17年4月 1日規程第95号。)第22条に該当するときは、納付を免除する。ただし、同条第1号の 場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄 託しなければならない。
- 3 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の年額相 当額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求するこ とができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、 又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限り でない。

### (再委託等の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は 請け負わせてはならない。

# (法令上の責任)

第6条 受注者は、請負業務の遂行について、受注者の雇用する従事者を指揮命令するとと

もに、事業主として労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) をはじめとする関係諸法令上のすべての責任義務を負うものとする。

### (個人情報の保護)

第7条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例(平成8年 大阪府条例第2号)その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取 り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

# (秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

- 第8条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に 利用してはならない。
- 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、 又は複製してはならない。

## (主任者等の届出)

- 第9条 受注者は、自己の責任において業務の指揮監督を行うため主任者を置き、主任者及び従事者の氏名等を発注者に届け出るものとする。主任者及び従事者の氏名等の変更があったときも、同様とする。
- 2 発注者は、受注者の置いた主任者及び従事者で、業務の処理等につき不適当であると認めるときは、その理由を明示し必要な処置を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事項についての処置 を決め、速やかに発注者に通知しなければならない。

### (委託業務の調査等)

第 10 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査 し、又は報告を求めることができる。

### (業務の遂行等)

- 第 11 条 受注者は、業務仕様書を遵守し、当該仕様書に定められた業務を、発注者の指定する期日までに完了しなければならない。
- 2 受注者は、収入金収納事務の取扱いについては、「取扱要領」に基づき行わなければならない。

# (帳票類の管理等)

- 第 12 条 この業務の遂行に要する帳票類は、常に整理し適正に管理するとともに、獣医臨床 センター外への持ち出しを禁止する。
- 2 当該帳票類は、契約に定める目的以外にこれを使用してはならない。

### (検査等)

- 第 13 条 受注者は、「業務仕様書」及び「取扱要領」に定める諸帳票を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、毎月業務完了報告書を、翌月の10日までに発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。
- 4 発注者は、前項に規定する委託業務の検査の結果、その処理が仕様書等に適合しないと認めたときは、処理の手直しを受注者に命じるものとする。
- 5 受注者は、前項に規定する委託業務の処理の手直しを命じられたときは、速やかにその 手直しを行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、その手直しに係る費用 は、受注者の負担とする。

### (契約金額の請求及び支払)

- 第 14 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って、月単位で適法な請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日の属する月の翌月の月末までに代金を受注者に 支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の 翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年5パーセントの割合 で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部にかしがあることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容のかしが、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

### (施設等の利用)

- 第 15 条 発注者は、業務を遂行するため必要な施設、機械、備品等(別紙で指定)を受注者 に無償で使用させるものとする。
- 2 受注者は、善良なる管理者の注意をもって貸与品等を使用及び保管すること。
- 3 受注者は、本条第1項の施設等をこの委託業務以外の目的に使用しないこと。また、受注者は受注者の故意又は重大な過失により本条第1項の施設等が滅失又は毀損したときは、指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償すること。

#### (費用負担)

- 第16条 受注業務に必要な水道光熱費は発注者の負担とする。
- 2 この業務の履行に要する消耗品等は受注者の負担とし、受注者の従事者に必要な備品に

ついても同様とする。

### (損害賠償)

第17条 受注者は、受注者の責めに帰する事由により、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

2 受注者は、収入金の保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を自己の責任において賠償しなければならない。

# (履行遅滞による遅滞料)

- 第 18 条 受注者は、発注者の指示する期間内に業務を完了することが困難になったときは、 発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めることができる。この場合 における延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。
- 2 受注者は、前項の場合において、その事由が受注者の責めに帰するものであるときは、 その延長日数に応じ契約金額の年額相当額に対して、年5パーセントの割合で計算して 得た額の遅滞料を、発注者に支払わなければならない。

#### (発注者の解除権)

- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一 部を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (3) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (5) 発注者が行う業務の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (6) 受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者は、第3条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務 額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日まで の日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せ て発注者に納付しなければならない。
- 6 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
  - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項 において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条 の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) を受けたとき。
  - (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて 準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を 受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同 条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (4) 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき (受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
  - (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第2項第2号に該当する と認められたとき。
- 第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益 を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する などしたと認められるとき。
  - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (受注者の解除権)

- 第 22 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。
  - (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由により、業務を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。

# (受注者の損害賠償請求)

- 第23条 発注者は、第19条第6項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。
- 2 前項の規定は、前条第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

### (賠償額の予定等)

- 第24条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、 賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支 払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、 業務が完了した後も同様とする。
  - (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、 又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第 10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (3) 第13条第4号に規定する刑が確定したとき。
  - (4) 第13条第5号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

### (契約内容の変更等)

第25条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、作業材料及び労務賃金等に増減が生じた場合であっても、契約金額及び業務仕様の内容(以下「契約金額等」という。)は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不適当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、これを変更することができるものとする。

#### (紛争の処理)

第 26 条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じた ときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

# (契約の承継)

第 27 条 この契約は、公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が平成 3 1 年 4 月 1 日に合併して設立する公立大学法人大阪に承継される。

# (疑義等の決定)

第 28 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と 受注者が協議の上、これを定めるものとする。

# 【別 紙(業務委託契約書第15条関係)】

# 施 設

生命環境科学域附属獣医臨床センター 1階 臨床受付室

# 機器

1	コンピュータ (NEC MKM27L-1)	2 台
	ッ (東芝 dynabook satellite)	1台
2	プリンター (Canon MF 8570Cdw)	1台
3	冷蔵庫 (SHARP SJ-23TM)	1台
4	診察券発券機 (NATEC)	1台
5	クレジットカードリーダー (INFOX)	1台
	" (Panasonic JT-C16B)	1台
6	駐車券リーダー (AMANO AR100)	1台
7	事務机等	2 台
8	事務椅子等	6 台
9	書庫(上下組)	1台
10	物品棚	1台
11	更衣ロッカー(4 連)	1台

使用期間 平成 31 年 4 月 1 日~平成 34 年 3 月 31 日

# 特記仕様書

# I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、公立大学法人大阪府立大学へ(以下「大阪府立大学」という。)の報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府立大学に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例(平成22 年大阪府条例第58 号) に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

# Ⅱ 個人情報取扱特記事項

# (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その 体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

- 第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告 しなければならない。
- 2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

# (秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせて

はならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

## (再委託)

- 第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部 を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様と する。
- 2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

## (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (個人情報の適正管理)

- 第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。
  - (1)個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
  - (2)施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の 保管
  - (3)個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、 役職等を記したもの)の着用
  - (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
  - (5)個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
  - (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
  - (7)個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びその バックアップの保管状況にかかる確認及び点検
  - (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
  - (9)個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーション のインストールの禁止

- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

### (収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の 目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならな い。

## (目的外利用・提供の禁止)

第 10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り 得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三 者に提供してはならない。

# (複写、複製の禁止)

第 11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために 発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはなら ない。

## (資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は 受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契 約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指 示したときは当該方法によるものとする。

# (廃棄)

第 13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要 がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

# (調査及び報告)

- 第 14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の 管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
- 2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

# (事故発生時における報告)

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

# (契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約に

よる業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

# (損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が 損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

# 第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1)受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、 再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安 全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を 明確にしなければならない。
- (2)(1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4)(3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。
- (注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

### 第8(1)関係 個人情報管理台帳(例)

項目	内 容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、F D○○枚
主たる個人情報の種別	(例)申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例)○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名·所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。